

大町市告示第14号

大町市就業者等移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市の定住促進事業を拡充し、移住人口の増加を図るため、特定の地域から移住し、就業又は創業をした者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、市費補助金交付規則（平成8年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定による転入の届出をし、市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を市内に置くことをいう。
- (2) マッチングサイト 長野県が開設する求職者を対象とするインターネットサイトをいう。
- (3) 選定企業 長野県が選定した法人であって、マッチングサイトに求人情報を掲載したものをいう。
- (4) 移住支援金 この要綱に基づき交付する移住に対する補助金をいう。
- (5) 創業支援金 国の地方創生起業支援事業に基づき、長野県が補助する事業者が交付する補助金をいう。

(交付対象者)

第3 移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第1号に掲げる要件に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成31年4月1日以降に移住した者で、次のいずれにも該当するもの
 - ア 移住する直前の5年間において東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）の区域をいう。）、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、移住の3月前において、連続して5年以上就労していた者（被用者にあつては、雇用保険の被保険者として雇用されていた者に限る。）であること。
 - イ 世帯員全員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (2) 次に掲げる就業の要件のいずれにも該当する者
 - ア 移住後の勤務地が、東京圏以外であること。
 - イ マッチングサイトに掲載された求人に応募し、採用された者であること。
 - ウ 就業先が交付対象者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている選定企業でないこと。
 - エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて選定企業に就業し、申請時に当該選定企業に連続して3月以上在職していること。
 - オ イの求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

- (3) 創業支援金の交付決定を受けた者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象者としなない。
- (1) 交付対象者に対する市の移住支援金の交付が、U I J ターン就業・創業支援移住事業補助金交付要綱（平成31年3月29日付30労雇第315号、30産経創第188号長野県産業労働部長通知）に基づく長野県の補助金の交付対象とならない場合
- (2) 交付対象者がこの事業と趣旨を同じくする他の移住に対する国又は県の補助金等の対象者となる場合
- (3) 交付対象者の配偶者又は生計を一にする者が移住支援金の交付を受けたことがある場合
(移住支援金の額)
- 第4 移住支援金の額は、別表のとおりとする。
(交付の条件)
- 第5 次に掲げる事項は、移住支援金の交付の条件とする。
- (1) 移住支援金の交付の申請をした日（以下「申請日」という。）から5年を超えて市内に居住すること。
- (2) 選定企業において、申請日から5年を超えて就労すること（就業した者に限る。）。
- (3) 前2号の条件に該当しなくなった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けること。
- (4) 移住支援金の交付後の報告を、定められた期限内にすること。
(登録申請)
- 第6 移住支援金の交付を受けようとする者は、移住支援金交付対象者登録申請書（様式第1号）及び同意書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する書類の提出期限は、次の各号に掲げる者ごとに、それぞれ当該各号に掲げる日とする。
- (1) 就業した者 企業等に就業した日から3月以内
- (2) 創業した者 創業支援金の交付決定日から1月以内
(交付申請及び実績報告)
- 第7 移住支援金の交付を受けようとする者は、移住支援金交付申請書兼実績報告書（様式第3号）に、誓約書（様式第4号）、就業証明書（様式第5号）その他必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の書類の提出期限は、毎年度1月20日までとし、移住して3月を経過した日から移住して1年以内に、次の各号に掲げる者ごとに、それぞれ当該各号に掲げる日以後に提出することができる。
- (1) 就業した者 企業等に就業後3月を経過した日
- (2) 創業した者 創業支援金の交付決定日
(交付決定及び額の確定等)
- 第8 市長は、第7第1項の規定による書類の提出があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、移住支援金交付決定兼確定通知書（様式第6号）により、当該申請をした者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、移住支援金の交付を不適當と認めるときは、その理由を付して、移住支援金不交付決定通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

(移住支援金の請求)

第9 第8第1項の規定による通知を受けた者が移住支援金の交付を受けようとするときは、移住支援金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(就業等の報告)

第10 移住支援金の交付を受けた者(就業した者に限る。)は、移住支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度以降5年間、毎年4月30日まで及び申請日から5年を超えた日の属する月の翌月末までに、それぞれ就業証明書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 移住支援金の交付を受けた者(創業した者に限る。)は、創業支援金の交付決定を取り消されたときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(移住支援金の返還)

第11 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に定める額の移住支援金の返還を請求するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けた場合 全額
- (2) 申請日から3年未満の期間に市外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
- (3) 創業支援金の交付決定を取り消された場合 全額
- (4) 申請日から3年以上5年以内の期間に市外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 半額

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の返還の請求は行わない。

- (1) 就業した企業等の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があると市長が認めるとき
- (2) 移住支援金の交付を受けた者が引き続き市内に住所を有する場合であって、申請日から1年以上5年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞し、当該職を辞してから3月以内に再度移住支援金の要件を満たす別の職に就いたとき
(委任)

第12 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日以後に移住した者に対し適用する。

別表(第4関係)

区分	支援金の額
単身の世帯	60万円
2人以上の世帯	100万円

(注) 2人以上の世帯に関する要件は、次のとおりとする。

- 1 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住前において同一世帯に属していたこと。
- 2 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において同一世帯に属していること。

- 3 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、支給申請時において転入後3月以上1年以内であること。

様式第1号（第6関係）

年 月 日

大町市長 殿

移住支援金交付対象者登録申請書

大町市就業者等移住支援金交付要綱第6第1項の規定により、移住支援金の交付対象者として登録申請します。

1 申請者欄

フリガナ		印	生年月日		
氏名			年	月	日
住所	〒				
電話番号		携帯番号			
メールアドレス					

2 登録事項

・就業者及び創業者共通

住民票異動日	年 月 日
--------	-------

・就業者

就業年月日	年 月 日
就業先事業者名	
就業先事業者所在地	〒

・創業者

創業支援金交付決定日	年 月 日
------------	-------

3 移住支援金対象内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない。）	人
移住支援金の要件の種類	就業	創業		

4 確認事項（該当する欄に○を付けてください。*）

申請日から5年を超えて市内に居住し、かつ、就業し、又は創業する意思について	A 意思がある。	B 意思がない。
（就業の場合にのみ記載） 就業先の法人の代表者、取締役等の経営を担う者との関係	A 3親等以内の親族に該当しない。	B 3親等以内の親族に該当する。

※上記確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

5 移住前の住所（連続して5年以上の在住履歴を記載）

期間	住所
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒

6 移住前の就労履歴（連続して5年以上の就労^{*}履歴を記載）

期間	就労先	就労地
年 月 日 ～ 年 月 日		〒
年 月 日 ～ 年 月 日		〒
年 月 日 ～ 年 月 日		〒

※連続して5年以上の就労：5年のうち、就労していない期間が3月以内であれば「連続して就労」していたものとみなします。この場合、就労していない期間を除いた就労期間は、通算して5年以上あることが必要となります。

7 添付書類

同意書（様式第2号）

【市確認欄】

移住前の住所及び就労状況

①	移住の直前に、連続して5年以上東京23区に在住し、かつ、住民票を移す3月前の時点において、連続して5年以上就労していた。
②	移住の直前に、連続して5年以上東京圏に在住し、かつ、住民票を移す3月前の時点において、連続して5年以上東京23区に通勤していた。
③	移住の直前に、連続して5年以上東京圏（東京23区在住者及び東京23区通勤者は除く。）、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、住民票を移す3月前の時点において、連続して5年以上就労していた。

様式第2号（第6関係）

同意書

大町市が移住支援金に係る私の個人情報について、本事業の実施のために住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認すること、及び長野県その他の都道府県において実施する移住支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国若しくは他の自治体に提供し、又はこれらの機関の確認に供することに同意します。

年 月 日

大町市長 殿

住所

申請者

氏名

印

様式第3号（第7関係）

年 月 日

大町市長 殿

移住支援金交付申請書兼実績報告書

大町市就業者等移住支援金交付要綱第7第1項の規定により、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		印	生年月日		
氏名			年	月	日
住所	〒				
電話番号		携帯番号			
メールアドレス					

2 登録事項

・就業者及び創業者共通

住民票異動日	年 月 日
--------	-------

・就業者

就業年月日	年 月 日
就業先事業者名	
就業先事業者所在地	〒

・創業者

創業支援金交付決定日	年 月 日
------------	-------

3 移住支援金対象内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない。）	人
移住支援金の要件の種類	就業	創業		

4 確認事項（該当する欄に○を付けてください）[※]

申請日から5年を超えて継続して市内に居住し、かつ、就業し、又は創業する意思について	A 意思がある。	B 意思がない。
（就業の場合にのみ記載） 就業先の法人の代表者、取締役等の経営を担う者との関係	A 3親等以内の親族に該当しない。	B 3親等以内の親族に該当する。

※上記確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

5 移住前の住所（連続して5年以上の在住履歴を記載）

期間	住所
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒

6 移住前での就労履歴（連続して5年以上の就労[※]履歴を記載）

期間	就労先	就労地
年 月 日 ～ 年 月 日		〒
年 月 日 ～ 年 月 日		〒
年 月 日 ～ 年 月 日		〒

※連続して5年以上の就労：5年のうち、就労していない期間が3月以内であれば「連続して就労」していたものとみなします。この場合、就労していない期間を除いた就労期間は、通算して5年以上あることが必要となります。

7 交付申請額 金 円

8 添付書類

- (1) 移住支援金の交付申請に関する誓約書
- (2) 就業の場合：就業先が交付した就業証明書
創業の場合：創業支援金の交付決定通知書の写し
- (3) 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書
- (4) 運転免許証等の本人が確認できる書類の写し
- (5) 連続5年以上在住の証明書類（戸籍の附票の写し、住民票の写し等。世帯の場合は、移住前において同一世帯であったことが確認できるものを含む。）
- (6) 連続5年以上就労の証明書類
 - ア 雇用保険の被保険者として雇用されていた者
 - (ア) 移住前に就業していた企業等の退職証明書等
 - (イ) 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（離職票等）
 - イ 法人経営者又は個人事業主であった者
 - (ア) 開業届出済証明書その他移住元での事業所所在地を確認できる書類
 - (イ) 個人事業等の納税証明書その他移住元での事業所開設期間を確認できる書類

管理コード（市使用欄）	
-------------	--

様式第4号（第7関係）

誓約書

移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

誓約事項

- 1 移住支援金の交付後の報告について、期限内に報告します。

- 2 大町市就業者等移住支援事業補助金交付要綱に基づき、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ次に定める金額を返還します。
 - (1) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたことが明らかになった場合 交付を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年に満たない期間に、市外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 交付を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (3) 創業支援金の交付決定を取り消された場合 交付を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内の期間に、市外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 交付を受けた移住支援金の半額に相当する額

年 月 日

大町市長 殿

住所

申請者

氏名

印

就業証明書

年 月 日

大町市長 殿

所在地

事業者名

印

代表者名

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	〒
勤務先所在地	〒
勤務先電話番号	() ー
就業開始年月日	年 月 日
応募受付年月日	年 月 日
雇用形態	週20時間以上の無期雇用契約
代表者、取締役等の経営を担う者と勤務者との関係	3親等以内の親族に該当しない
マッチングサイト 求人管理番号	

移住支援金に関する補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、市の求めに応じて、これらの機関に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

移住支援金交付決定兼確定通知書

第 号
年 月 日

様

大町市長

印

大町市就業者等移住支援金交付要綱に基づき、次のとおり移住支援金の交付を決定し、確定したので通知します。

移住支援金 _____ 円

（備考）

- 1 大町市就業者等移住支援金交付要綱に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額の返還を請求します。
 - （1）偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたことが明らかになった場合 支給した移住支援金の全額に相当する額
 - （2）移住支援金の申請日から3年に満たない期間に、市外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 支給した移住支援金の全額に相当する額
 - （3）創業支援金の交付決定を取り消された場合 支給した移住支援金の全額に相当する額
 - （4）移住支援金の申請日から3年以上5年以内の期間に、市外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 支給した移住支援金の半額に相当する額
- 2 市は、大町市就業者等移住支援金交付要綱に基づき、必要な事項の報告を求めます。報告をしない場合は、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考の1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - ・この通知書は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、これを紛失した場合は金利引下げの適用を受けられないことがあります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内の取扱金融機関への申込みが必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
 - ・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、これを紛失した場合は特別利率の適用を受けられないことがあります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられないことがあります。

様式第7号（第8関係）

移住支援金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大町市長

印

年 月 日付で申請のありました移住支援金の交付については、下記の理由により交付しません。

記

交付しない理由

様式第8号（第9関係）

移住支援金交付請求書

年 月 日

大町市長 殿

住 所
請求者 氏 名 印
電話番号

年 月 日付 第 号で決定のあった移住支援金を次のとおり
請求します。

1 移住支援金請求額 円

2 振込先

金融機関名		支店・支所名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			